

姫島村国土強靱化地域計画

令和8年3月

姫 島 村

目次

第1章 計画の概要	1
1 策定・改定の背景と目的	1
(1) 背景と目的.....	1
(2) 国土強靱化とは.....	2
2 計画の位置付け	5
(1) 国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け.....	5
(2) 計画の期間.....	5
3 基本的な方針	6
4 基本的な進め方	7
第2章 本村の概況と特性	9
1 姫島村の特性	9
(1) 地形・気候等.....	9
(2) 人口.....	11
2 対象とする自然災害	12
(1) 巨大地震・津波.....	12
(2) 風水害・土砂災害.....	14
第3章 脆弱性評価と推進方針	17
1 脆弱性評価の考え方	17
2 想定するリスク	17
3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ	17
4 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定.....	19
5 リスクシナリオと施策分野の相関（マトリクス）	19
6 リスクシナリオの評価結果と強靱化の推進方針.....	20
(1) 直接死を最大限防ぐ.....	20
(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境 を確実に確保する	28
(3) 必要不可欠な行政機能は確保する.....	40
(4) 経済活動を機能不全に陥らせない.....	42
(5) 情報通信機能・情報サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワー ク等の被害を最小限に止めるとともに、早期に復旧させる	48
(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	55
7 施策分野ごとの評価結果と強靱化の推進方針.....	59
(1) 個別施策分野.....	59
(2) 横断的分野.....	67

第4章 重点プログラムの設定	75
1 プログラムの重点化の考え方と設定方法	75
2 重点化すべきプログラムの一覧	75
第5章 計画の推進	77
1 本計画の進捗管理	77
2 他の計画等の見直し	77

第1章 計画の概要

1 策定・改定の背景と目的

(1)背景と目的

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、基本法前文に記載された「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ために、政府一丸となって取組を推進してきました。

国では、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の必要があることから、令和5年6月に基本法の改正が行われました。

これは、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて本計画を見直し、国土強靱化の取組の強化を図ることを目指し、国土強靱化基本計画本計画（令和5年7月28日閣議決定）を基本として本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を策定・推進し、政府一丸となって引き続き、強靱な国づくりを計画的に進めていくこととしています。

中長期の将来にわたる国土強靱化の取組は、「国土強靱化基本計画の見直しにあたって考慮すべき主要な事項や情勢の変化」を踏まえた上で、課題を整理し、政策の展開方向に沿って具体的な施策を推進することとしています。

なお、国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとして、自然災害の他にも想定されますが、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等が遠くない将来に発生する可能性が高まっていることや、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発していること、ひとたび大規模自然災害が発生すれば、国土の広範囲に甚大な被害をもたらすことから、本計画では、大規模な自然災害等を中心として発生する災害を対象とすることとしています。

(2)国土強靱化とは

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

①国の国土強靱化の方針

国では、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の必要があることから、令和5年6月に基本法の改正が行われました。

これは、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて本計画を見直し、国土強靱化の取組の強化を図ることを目指し、本計画（令和5年7月28日閣議決定）を基本として本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を策定・推進し、政府一丸となって引き続き、強靱な国づくりを計画的に進めていくこととしています。

■国の国土強靱化の理念

いかなる災害等が発生しようとも、

ア 人命の保護が最大限図られること

イ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

ウ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

エ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築するため「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

■国土強靱化を推進する3つのメリット

ア 被害の縮小

- ・大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を縮小

イ 施策（事業）のスムーズな進捗

- ・地域計画の策定・進捗管理による庁内意識の共有化、施策（事業）の効果的かつスムーズな推進
- ・国の関係府省庁所管の交付金・補助金の重点配分、優先採択等の重点化及び一定程度の配慮

ウ 地域の持続的な成長

- ・地域の強靱化により、信頼性の向上、投資の呼び込み、地域活性化と連動した施策展開

②県の国土強靱化の方針

県では、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興並びに地域間競争力の向上に資する強靱な地域づくりを推進するため、基本法第13条の規定に基づき大分県地域強靱化計画を平成27年11月に策定しました。

その後、平成30年12月に基本計画が変更され、県も令和2年3月に改定しました。計画改定後、令和2年7月の豪雨をはじめ、様々な大規模自然災害が頻発していることから、これら近年の災害から得られた教訓や策定から概ね5年が経過したことによる社会情勢の変化等とともに、令和5年7月に国が基本計画を変更したことを踏まえて、計画を見直しました。

■大分県地域強靱化計画の位置付け

大分県地域強靱化計画は、南海トラフ地震やこれまで経験したことのない集中豪雨など大規模自然災害によって重大な危機が実際に発生した場合においても、県が十分な強靱性を発揮できるよう、施策を総合的かつ計画的に推進していくため、地域強靱化に係る県の他の計画等の指針となるべきものとして策定するものとしています。

■国土強靱化の基本目標

以下の目指すべき姿及び4つの基本目標を設定し、いかなる災害等が発生しようとも、県における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することとしています。

<p>～目指すべき姿～</p> <p>「災害に強い県土づくりと危機管理の強化」</p>
<p>～4つの基本目標～</p>
ア 人命の保護が最大限図られること
イ 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
ウ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
エ 迅速な復旧・復興

■考慮すべき主要な事項と情勢の変化

県民の生活や経済に影響を及ぼすリスクとして、自然災害のほかにも新興感染症のようなパンデミックや原子力災害等の大規模事故、テロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、南海トラフ地震が近い将来に発生する可能性が高まっていること、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発していることや、ひとたび発生すれば県土の広範囲に致命的な被害をもたらすことから、計画では、大規模な自然災害等を対象とすることとしています。

■地域強靱化の理念に関する主要な事項

- 「自律・分散・協調」型社会の促進
- 事前復興の発想の導入促進
- 地震後の大雨などの複合災害への対応
- 南海トラフ地震などの巨大・広域災害への対応

■分野横断的に対応すべき事項

- 環境との調和
- インフラの強靱化・老朽化対策
- 横断的なリスクコミュニケーション（要配慮者への対応）

■社会情勢の変化に関する事項

- 気候変動の影響
- グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現
- SDGsとの協調
- デジタル技術の活用
- パンデミック下における大規模自然災害

■近年の災害で得られた新たな知見

- コロナ禍における自然災害の対応
- 能登半島地震を踏まえた対応
 - ア 孤立集落対策の強化
 - イ 被災者支援の強化
 - ウ 応援・受援体制の強化

③第2期大分県地震・津波防災アクションプラン

第2期大分県地震・津波防災アクションプランは、平成31年3月に公表した大分県地震被害想定調査結果及び平成25年2月に公表した大分県津波浸水予測調査結果を踏まえ、地震・津波等による被害の最小化を図るため、令和6年度で計画期間を満了する「大分県地震・津波防災アクションプラン」の次期計画として、令和7年度から令和11年度までの5か年の計画として策定したものです。

第2期大分県地震・津波防災アクションプランでは、第1期のプランを踏襲しつつ、能登半島地震を踏まえた防災対策の強化など新たな要素を追加しています。

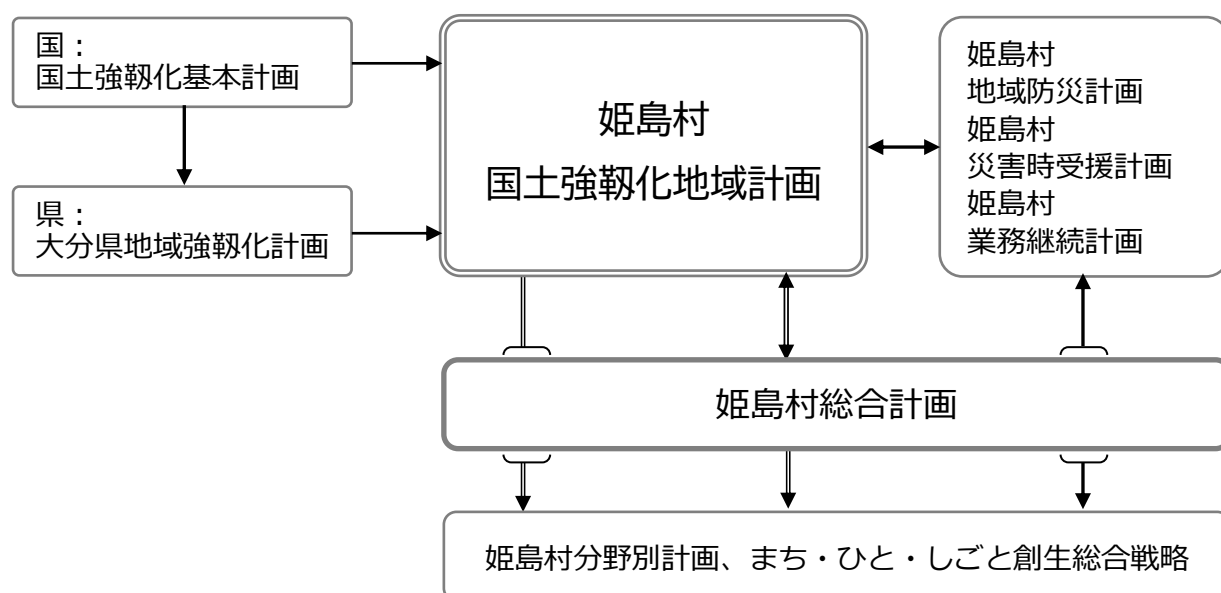
2 計画の位置付け

(1)国土強靱化地域計画と関連計画の位置付け

本計画は基本法第13条の規定に基づき、本村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、他の分野別計画の指針となる計画（アンブレラ計画）です。

そのため、行政経営の総合的な指針である姫島村総合計画（令和4年度～令和13年度）との整合・調和を図りながら策定するとともに、災害対策基本法に基づき策定（改訂）する姫島村地域防災計画と役割分担を図りながら本村の強靱化を目指すものとしします。

また、地域の強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への対応を図り持続的な成長を促すことで、地域の活性化に結び付くものであるため、まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携して取組を進めるものとしします。



(2)計画の期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までとし、社会情勢の変化や施策の進捗状況等によって、必要に応じて見直しを行います。

また、資料編（実施予定事業一覧表）の更新は毎年行うものとしします。

3 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進します。

■地域強靱化の取組姿勢

- 本村の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し、取組を進めます。
- 短期的な視点ではなく、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組を進めます。
- 地域の特性を把握し、地域間の連携を強化するとともに、地域の強靱化を進めることにより、地域の活性化につなげていきます。
- 本村が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化していきます。

■適切な施策の組合せ

- ハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 「自助」、「共助（互助）」及び「公助」を組み合わせ、行政と民間が適切に役割分担し、連携協力します。
- 非常時に効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

■効率的な施策の推進

- 人口の減少等に起因する需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用により、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進します。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努めます。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の有効利用を促進します。

■地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりや、コミュニティ機能を向上するとともに、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努めます。
- 女性、高齢者、こども、障がい者、外国人等に配慮した施策を講じます。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

4 基本的な進め方

「地域強靱化」は、本村のリスクマネジメントであり、P D C Aサイクルを繰り返すことにより、本村全体の強靱化の取組を推進します。

この際、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクへの対応方策の検討」については、仮に発生した場合、村として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために「現状で何が不足し、これから何をすべきか」という視点から、組織横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策群）を検討するアプローチを導入します。

このアプローチを通じて、プログラムの重点化、優先順位付けに関する毎年の見直しを行います。

第2章 本村の概況と特性

1 姫島村の特性

(1)地形・気候等

①地形

本村は、瀬戸内海の西端、大分県北部国東半島の北方沖合5kmの周防灘に位置する東西約7km、南北約3km、周囲17km、面積約6.99km²の島です。約30万年前からの火山活動が生み出した大地が、豊後水道を通り抜けた速い潮流と広い灘に生ずる強い波浪によって砂州や礫洲が形成され、瀬戸内海に浮かぶ4つの小島となり、それらが砂州でつながって1つになった島です。

最高峰の矢筈岳（標高266.6m）を中央に、西に達磨山（標高105.0m）、東に焼野岳（標高132.0m）、東端に柱ヶ岳（45.0m）等が連なり、南北が約4kmであるのに対して東西が約7kmと、東西に細長い島となっています。



出典：国土地理院発行2.5万分1地形図」より

②地質

姫島の地質は第四系堆積岩類からなる基盤とこれを貫く7つの単成火山、4つの小島をつなぐトンボ口（砂州）からなる島（陸繋島）であり、国東半島南部に認められるような片麻岩などの変成岩類や花崗岩類などの堆積岩類、先第三系の基盤岩類は全く露出していません。

第四系堆積岩類は、岩相によって下位より、丸石鼻層、川尻礫層、唐戸層の3つに区分されています。

7つの単成火山は、約30万年前以降に活動した達磨山、城山、浮洲、矢筈岳、大海、金、稲積の各火山であり、島内各所に溶岩ドームや火口跡などの火山地形を形成しています。

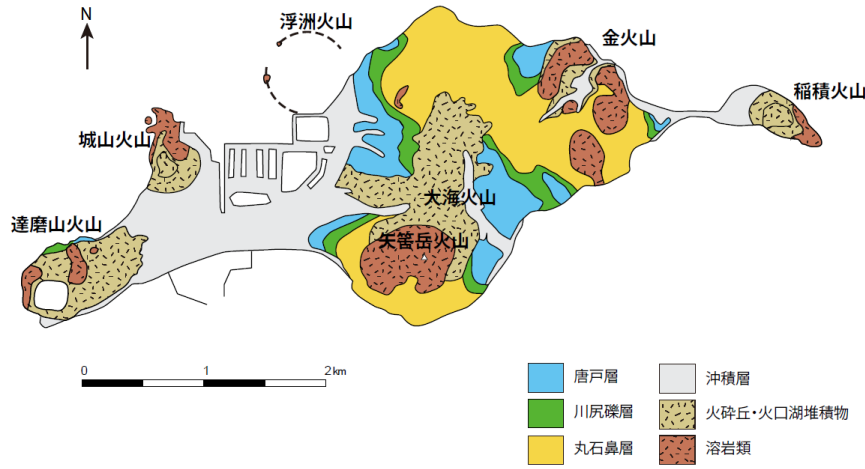


図1 姫島の地質図 (伊藤ほか、1997 を簡略化)

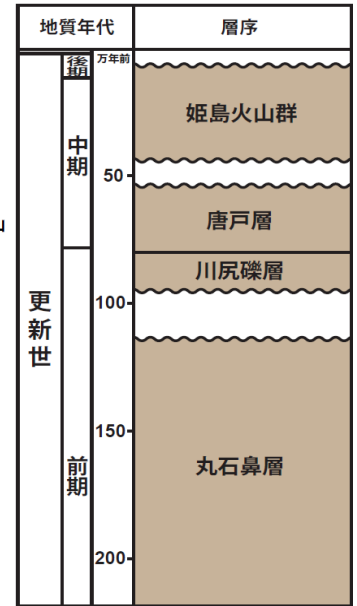


図2 姫島の層序区分図 (伊藤ほか、1997)

【引用文献】

- ・ 藤原健蔵・成瀬敏郎 (1980) 姫島の地形. 広島大学文学部内海文化研究紀要, no. 8, p. 37-42.
- ・ 星住英夫・伊藤順一・巖谷敏光・土谷信之 (1997) 国東半島及び姫島の火山岩類及び堆積岩類のフィッション・トラック年代. 地球惑星科学関連学会 1997 年合同大会予稿集

③気候

本村の平均的な気候は、年平均気温17.5℃と温暖で積雪はほとんどみられず、降雨量は年平均1,500mm前後となっています。(瀬戸内海姫島の海村景観 (令和2年3月策定) より抜粋)

(2)人口

本村における人口動向の推移をみると昭和30年の4,178人をピークとして、以後減少を続けましたが、昭和55年の3,234人から平成2年の3,268人と34人微増しました。その後、若者の流出、出生数の減少により、平成22年では2,189人、平成27年では1,991人、令和2年では1,725人と減少を続けています。

年齢別人口を平成27年でみると、年少人口（0歳～14歳）171人、生産年齢人口（15歳～64歳）929人、老年人口（65歳以上）891人で、生産年齢人口が全体の46.7%を占めていましたが、令和2年では、年少人口133人、生産年齢人口650人、老年人口942人で、5年間の変化をしてみると年少人口は22.2%、生産年齢人口は30.0%それぞれ減少し、反対に老年人口は5.7%増加し、少子高齢化が進んでいます。

また、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に推計した日本の地域別将来推計人口によると、本村の総人口は、令和7年に1,484人、令和12年に1,272人となり、令和22年には883人と千人を割り込み、令和27年には715人、令和32年には558人まで減少することが推計されています。

■姫島村の将来人口推計

(人)

	総人口	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	65～74歳	75歳以上
令和2年(2020年)	1,725	133	650	942	447	495
令和7年(2025年)	1,484	93	473	918	399	519
令和12年(2030年)	1,272	64	378	830	269	561
令和17年(2035年)	1,072	47	304	721	171	550
令和22年(2040年)	883	37	239	607	136	471
令和27年(2045年)	715	31	177	507	129	378
令和32年(2050年)	558	26	128	404	111	293

■姫島村の将来人口推計(割合)

(%)

	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	65～74歳	75歳以上
令和2年(2020年)	7.7	37.7	54.6	25.9	28.7
令和7年(2025年)	6.3	31.9	61.9	26.9	35.0
令和12年(2030年)	5.0	29.7	65.3	21.1	44.1
令和17年(2035年)	4.4	28.4	67.3	16.0	51.3
令和22年(2040年)	4.2	27.1	68.7	15.4	53.3
令和27年(2045年)	4.3	24.8	70.9	18.0	52.9
令和32年(2050年)	4.7	22.9	72.4	19.9	52.5

2 対象とする自然災害

(1)巨大地震・津波

①巨大地震

本村では、これまで地震による大きな被害は発生していませんが、県下では、南海トラフや日向灘で発生したもの（海溝型地震）、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生したと考えられるもの（活断層による地震）及びこれらの地震以外の地震があります。

特に被害を及ぼした地震の震源は、伊予灘、別府湾、豊後水道、日向灘、南海道沖及び県内の臼杵－八代構造線と中央構造線及び別府－島原地溝帯の活断層が分布する領域です。

南海トラフ沿いでは、約100～150年の間隔で巨大地震が発生しており、昭和南海地震（1946年）から約80年が経過していますが、近年では、昭和50年（1975年）に大分県中部を震源とする地震により、庄内町、湯布院町（それぞれ現由布市）等に家屋倒壊等の大きな被害を及ぼしています。また、平成28年（2016年）には、大分県中部を震央とする地震が発生し、別府市、由布市等に家屋倒壊等の被害を及ぼしています。

また、本村が想定する地震としては、①南海トラフ、②中央構造線断層帯、③周防灘断層群（主部）、④日出生断層帯、⑤万年山－崩平山断層帯、及び⑥プレート内、となっており、平成30年度大分県地震被害想定調査の震源域から想定される地震動は次のとおりです。

対象地震等	県内最大震度	姫島村の最大震度
①南海トラフの巨大地震	6強	5弱
②中央構造線断層帯	7	4
③周防灘断層群主部	6強	5強
④日出生断層帯	7	4
⑤万年山－崩平山断層帯	7	4
⑥プレート内	6強	5弱

なお、平成30年度大分県地震被害想定調査に基づき予測される被害は、南海トラフ、周防灘断層群主部及び中央構造線断層帯において、想定される最大クラスの地震が発生した場合、本村でも甚大な被害が発生すると想定されています。

②津波

本村では過去に、地震によって発生した津波が来襲し被害を受けたことはありませんが、県下では、南海トラフで発生した1707年の宝永地震、1854年の安政南海地震、及び1946年の南海地震並びに別府湾で発生した1596年の慶長豊後地震並びに日向灘で発生した地震等によって津波が来襲した履歴があります。

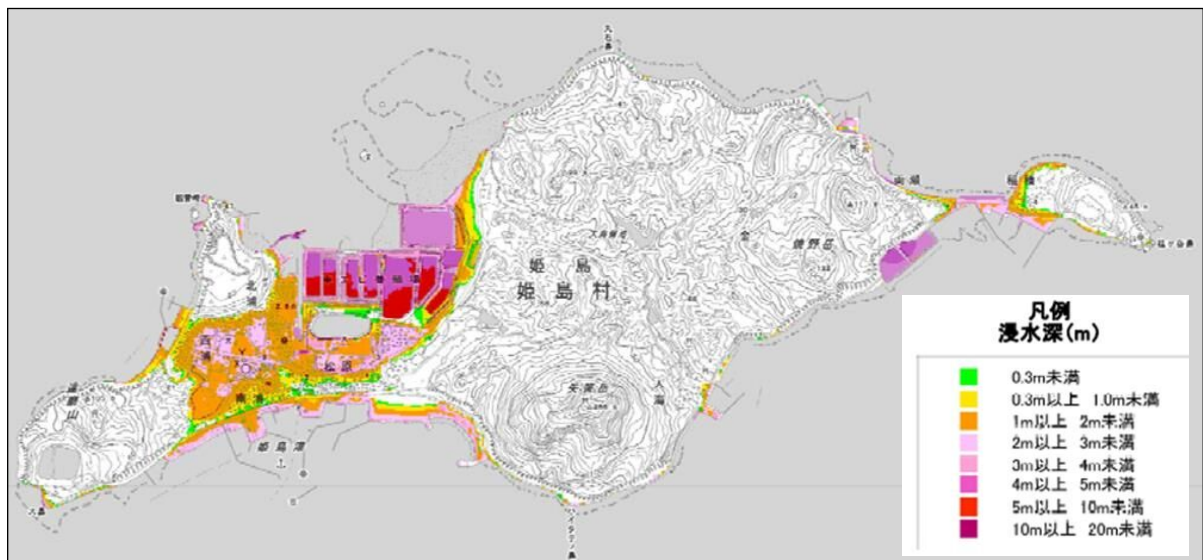
南海トラフで発生した地震による津波は、東海道から四国にかけて大きな被害を及ぼしており、大分県でも、1707年の宝永地震が過去最大の地震と位置づけられています。

この地震では、佐伯市米水津の養福寺で11.5mなど歴史的古文書の記録から津波の到達した高さが推定されています。

本村で想定される津波高は、平成24年度大分県津波浸水予測調査では、南海トラフの巨大地震（2012内閣府モデルケース11）及び別府湾の地震（慶長豊後型地震）の場合、最大約3m、周防灘断層群（主部）の地震の場合、最大約5mとされています。

なお、大分県では、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項の規定に基づき、津波浸水想定を設定・公表（平成26年3月）しています。

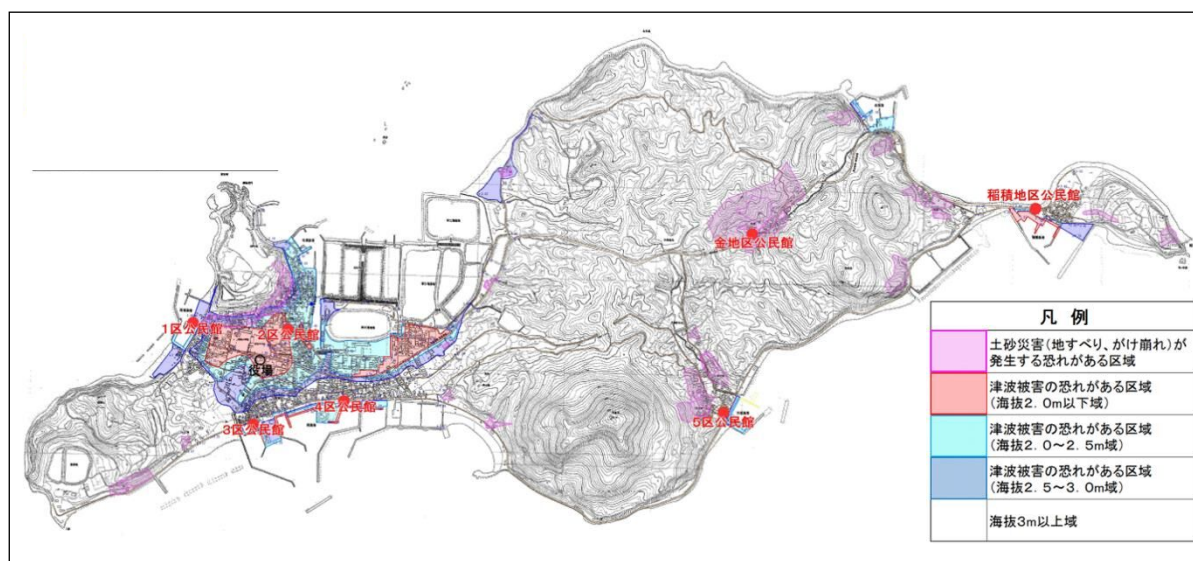
【大分県津波浸水想定（姫島村）】



出典：大分県津波浸水想定図 市町村別区割図

<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2148314.pdf>

【姫島村災害（地震津波等）ハザードマップ】



出典：姫島村災害（地震津波等）ハザードマップ、平成27年3月作成より抜粋

(2)風水害・土砂災害

①風水害

本村に近年襲来した台風は、平成3年（1991年）9月の台風第19号、平成5年（1993年）台風第13号等があります。

台風第19号は、過去に例のないような強い風が吹き、傾斜地の崩壊による道路被害、屋根瓦等の飛散、数件であるが窓ガラスの損傷等の被害が発生しました。

近年、海岸保全事業、漁港整備事業の効果により高潮等の災害発生は減少しているものの、施設の老朽化により防災上からみても機能低下したものもあり、今後、既往の風水害と同程度の災害に加え、満潮時と台風の接近が重なった場合には、高潮による海岸保全施設及び漁船・漁具等の被害、大雨による田畑・住家の浸水等の被害拡大も考えられます。

そのため本村においては、既往の風水害と同程度の災害に加え、近年多発する局地的な集中豪雨による大災害の発生も懸念されています。

②土砂災害

本村では、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）災害により24箇所の法面の崩壊、土砂の流出等、甚大な被害が発生しました。



県では、平成18年3月31日より、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定をしています。

令和6年11月30日現在での本村の指定状況は以下のとおりとなっています。

また、病害虫（マツクイムシ）による松林被害の拡張により急傾斜地の崩壊等が今後増加することも懸念されています。

【土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定状況】

土石流		急傾斜		地滑り		合計	
土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域	
	うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
区域数	区域数	区域数	区域数	区域数	区域数	区域数	区域数
0	0	30	24	1	0	31	24

第3章 脆弱性評価と推進方針

1 脆弱性評価の考え方

国基本計画、県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

2 想定するリスク

国基本計画や県地域計画においては、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとして設定しています。

本村においても、大地震をはじめ、大雨や台風、竜巻等による風水害など、大規模自然災害全般を想定します。

3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国基本計画を参考としながら、本村の地域の特性を踏まえ、4つの基本目標を達成するため、6つの事前に備えるべき目標と、その妨げとなる、起きてはならない最悪の事態として、21のリスクシナリオを次のとおり設定します。

■本計画におけるリスクシナリオの設定

事前に備えるべき目標	No.	起きてはならない最悪の事態
(1)直接死を最大限防ぐ	(1)-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	(1)-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	(1)-3	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
(2)救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(2)-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	(2)-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	(2)-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	(2)-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺
	(2)-5	被災地における感染症等の大規模発生
(3)必要不可欠な行政機能は確保する	(3)-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4)経済活動を機能不全に陥らせない	(4)-1	基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	(4)-2	食料等の安定供給の停滞
	(4)-3	ため池、防災施設、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による漁業や農業への甚大な影響
	(4)-4	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
(5)情報通信機能・情報サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期に復旧させる	(5)-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	(5)-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	(5)-3	上水道等の長期間にわたる供給停止
	(5)-4	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	(5)-5	交通インフラの長期間にわたる機能停止
(6)社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(6)-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	(6)-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	(6)-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

本計画の施策分野については、脆弱性評価を踏まえ、21のリスクシナリオを回避するために、以下のとおり6項目の個別施策分野と4項目の横断的分野を設定します。

《 個別施策分野 》	《 横断的分野 》
①行政機能／警察・消防等	(A) リスクコミュニケーション／ 人材育成
②住宅／環境／地域	(B) 地域の生活機能の維持／ 地域の活性化
③保健医療・福祉／教育	(C) 老朽化対策
④エネルギー／情報通信／産業構造	(D) デジタル対応
⑤交通・物流／国土保全	
⑥農林水産	

5 リスクシナリオと施策分野の相関(マトリクス)

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	〔個別施策分野〕						〔横断的分野〕				
		①	②	③	④	⑤	⑥	A	B	C	D	
リスクシナリオ	(1)直接死を最大限防ぐ	(1)-1	○	○	○		○		○	○	○	
		(1)-2	○	○	○	○	○		○	○	○	
		(1)-3		○			○	○		○		
	(2)救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	(2)-1	○	○			○		○	○	○	
		(2)-2		○		○	○		○	○	○	○
		(2)-3	○						○		○	
		(2)-4	○	○	○		○		○	○	○	○
		(2)-5		○	○					○		○
	(3)必要不可欠な行政機能を確保する	(3)-1	○						○	○	○	
	(4)経済活動を機能不全に陥らせない	(4)-1					○			○	○	
		(4)-2	○				○			○	○	
		(4)-3						○		○	○	
		(4)-4		○				○		○		
	(5)情報通信機能・情報サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期に復旧させる	(5)-1		○		○			○	○	○	○
		(5)-2				○					○	○
		(5)-3	○	○			○			○	○	
		(5)-4		○	○					○	○	
		(5)-5					○			○	○	
	(6)大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	(6)-1	○	○					○	○		
		(6)-2	○	○					○	○		
(6)-3			○						○			

6 リスクシナリオの評価結果と強靱化の推進方針

(1) 直接死を最大限防ぐ

(1) - 1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

〔1〕脆弱性の評価結果と取り組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 本村では民間の住宅や建築物の耐震診断を促進するとともに、家具転倒防止器具の利用を促し、建物や家具の倒壊・転倒による人的被害が発生しないよう村民への啓発を継続的に行っていますが、十分な対策が講じられていない状況が続いています。
- 小中学校の施設やブロック塀の改修は完了していますが、一部耐震性のないブロック塀の改修や除去が必要であるとともに、耐震性貯水槽の設置等が必要となっています。
- 幼稚園園舎の老朽化及び保育所との集約による建て替えが進んでいません。
- 発災時に通行の妨げとなる道路やトンネルの改良、狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備も完了していない状況であり、その整備が必要です。
- 昭和56年以前に建てられた耐震性の低い木造住宅が老朽危険空き家として残っており、除去費用の一部を補助し除却を促進していますが、所有者の経済的な問題により手が付けられていない住宅が残っている状況です。
- 住宅等の火災を防ぐため、消防署と消防団の連携を図っていますが、消防団においては常に消火活動技術の向上が必要となっています。また、延焼防止を図るため、公園や空き地等の整備を進める必要があります。
- 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保と育成を図り、大規模な火災の発生に備えた体制の整備を進める必要があります。

【取り組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 民間住宅・建物の耐震化や家具の転倒防止
- 教育施設等の耐震化
- 橋りょう・道路の維持管理
- 老朽危険空き家対策
- 住宅密集地における大規模火災の防止
- 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成

を取り組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕 強靱化の推進方針(施策)

〔施策（１）－１－①〕 民間住宅・建物の耐震化や家具の転倒防止（建設課）

民間の住宅や建築物の倒壊は、建物内の人々が直接的な被害に遭うとともに、避難を妨げ、地震火災の発生にもつながることから、このような事態を防止するため、民間の住宅や建築物の耐震診断を促進し、耐震化の一層の啓発を図ります。

また、地震により家具が転倒し、村民が下敷きとなる直接死や、避難の遅れ等を事前に回避するため、家具転倒防止器具の利用を促すなどの措置を講じ、安全対策を強化します。

〔施策（１）－１－②〕 教育施設等の耐震化（学校教育課）

学校施設における老朽化・耐震化による改修工事や、耐震性のないブロック塀の改修・除去、耐震性貯水槽の設置等を推進します。

また、幼稚園園舎の老朽化及び保育所との集約による建て替えを推進します。

〔施策（１）－１－③〕 橋りょう・道路の維持管理（建設課）

災害発生時の村民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備等を推進します。

〔施策（１）－１－④〕 老朽危険空き家対策（建設課）

老朽危険空き家に関しては、昭和56年以前に建てられた耐震性の低い木造住宅が多く、火災時の延焼や倒壊の可能性も考慮し、所有者への連絡や老朽危険空き家の除去費用の一部を補助するなどの対策を講じ、安全対策を強化します。

〔施策（１）－１－⑤〕 住宅密集地における大規模火災の防止（総務課、水産・観光商工課）

住宅火災による死者を低減するため、消防署と消防団の合同訓練、研修等により連携の強化を図るとともに、消防団においては、火災予防の広報や、放水訓練の実施等、消火活動技術の向上を図ります。

また、住宅火災の延焼を防ぐため、公園・空き地等による空間づくりや、公園内の整備を推進します。

〔施策（１）－１－⑥〕 人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成（総務課）

大規模火災時には、消防団の協力が必要となるため、消防団員の確保や、消火訓練の指導、消防署と消防団の連携を円滑に行える体制を構築します。

また、大規模な火災の発生に備え、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能の強化を中心に体制の整備を推進します。

【(1) - 1 主要指標】

指標名	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
ブロック塀除去箇所数	箇所	14	26
老朽危険空家除去戸数	戸	42	60
村道大海稲積線法対策(道路防護柵)	m	170.8	213.5
消防団員数	人	99	100
橋梁長寿命化計画(改訂)	—	改訂検討	改訂完了
トンネル長寿命化計画(改訂)	—	改訂検討	改訂完了

(1) - 2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

〔1〕脆弱性の評価結果と取り組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 本村では、村民が大規模津波等の被災から免れるよう、避難路等の補修工事を適宜対応し安全に努めていますが、村内各区に危険が予測される道路の整備を進める必要があります。
- 避難所や避難施設の耐震化は完了していますが、空調設備の整備が進んでおらず、その対応を進める必要があります。
- 防災拠点及び災害対策本部の拠点となる役場庁舎の整備を進めていますが、その強化を進める必要があるほか、役場庁舎の代替施設の整備も進める必要があります。
- 保育所、幼稚園、小中学校での修学（授業）中に地震や津波、風水害や火災等の大規模災害が発生した時に、幼児・児童・生徒が安全に避難行動を起こせるよう、常に防災意識を持たせる必要があります。
- 村民が自らの力で身の安全を確保できるよう、防災教育や避難訓練に参加し、常に防災意識を持つ必要があります。
- 自力での避難が困難となる要配慮者に対して適切な対応がとれるよう、避難行動要支援者個別計画を常に更新し、避難支援を行える準備を整える必要があります。
- 災害時において、避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路啓開のための体制を構築する必要があります。

【取り組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 避難路等の整備
- 避難所・避難場所の整備
- 防災拠点の整備
- こどもたちへの避難訓練・防災意識の向上
- 地域防災力の向上
- 要配慮者の避難支援
- 道路啓開事業者との連携

を取り組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕 強靱化の推進方針(施策)

〔施策（１）－２－①〕 避難路等の整備（建設課）

大津波発生の際、速やかに避難場所へ向かえるように村道等に対する補修工事や改修工事など、避難路の確保を推進します。

〔施策（１）－２－②〕 避難所・避難場所の整備（学校教育課、総務課）

避難所となる体育館や公民館・集会所・その他臨時的に使用できる施設の空調設備、補修工事等の整備を推進します。

また、避難場所についても整備・維持管理を図り、避難を妨げない体制づくりを推進します。

〔施策（１）－２－③〕 防災拠点の整備（総務課）

大規模災害発生時、防災拠点及び災害対策本部の拠点となる役場庁舎について、平時からの管理・整備を推進します。

また、役場庁舎の代替となる建物（離島センターやはず、教育委員会庁舎等）についても維持管理を推進します。

〔施策（１）－２－④〕 こどもたちへの避難訓練・防災意識の向上（学校教育課）

保育所、幼稚園、小中学校は避難訓練を通じて、幼児・児童・生徒へ地震・津波・風水害・火災等の大規模災害についての危険性や避難行動などの教育を推進します。

〔施策（１）－２－⑤〕 地域防災力の向上（総務課、住民福祉課）

災害対応には地区や自主防災会の防災力が必要であり、村民が自らの力で身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加できるよう、消防署・消防団等と連携して防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努めます。

また、消防署・消防団・防災士は連携して地域コミュニティや学校への防災講話、避難訓練の指導等を行います。

〔施策（１）－２－⑥〕 要配慮者の避難支援（総務課、住民福祉課）

大規模災害発生時、自力での避難が困難となる要配慮者に対して、「災害対策基本法」の一部改正に基づき作成された避難行動要支援者の名簿の中から、情報の提供に同意した要支援者の名簿を地域（区長、民生委員・児童委員、消防団等）に提供し、避難行動要支援者個別計画を更新します。

〔施策（１）－２－⑦〕 道路啓開事業者との連携（建設課）

避難や救急活動、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保します。

【(1) - 2 主要指標】

指標名	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
村内全域避難訓練参加率	%	25.0	40.0
防災士数	人	23	30
避難路等の整備	箇所	0	1
防災拠点の整備	箇所	0	1

(1) - 3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

〔1〕脆弱性の評価結果と取り組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 本村では、毎年度自衛隊等の関係機関と合同で、継続的に風水害や土砂災害などによる被害が想定される地域・箇所について防災パトロールを実施していますが、その結果を踏まえて、警戒避難体制を確認する必要があります。
- 森林での病害木の伐採を行い、倒木による被害防止に向けた事前伐採を行い、植林等を効率的に行うことにより、森林の荒廃を防ぐ必要があります。
- 土砂災害ハザードマップ等を作成し、対象地域の村民に配布していますが、残された（未作成の）地区の作成が必要です。

【取り組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 災害危険予想地域等の状況確認
- 森林の保全
- 土砂災害ハザードマップ等の作成

を取り組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕強靱化の推進方針(施策)

〔施策（1）-3-①〕災害危険予想地域等の状況確認（総務課）

風水害や土砂災害などによる被害が想定される地域・箇所について、継続的に現地調査を行い、関係機関で情報を共有するとともに、警戒避難体制を再確認するなど今後の対応に活用します。

〔施策（1）-3-②〕森林の保全（企画振興課）

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を効率的に行い、災害に強い森林づくりを推進します。

〔施策（1）-3-③〕土砂災害ハザードマップ等の作成（総務課・建設課）

未作成部分の土砂災害ハザードマップ等を作成し、対象地域の村民に配布します。また、完成後は土砂災害警戒区域等への意識啓発や避難計画等への活用を推進します。

【(1) - 3 主要指標】

指標名	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
対策済急傾斜地崩壊危険区域	箇所	3	3
土砂災害ハザードマップ(村民参加型)作成率	%	96.0	100.0

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2) - 1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

〔1〕脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 本村では姫島村災害時受援計画を作成しているものの、現行の人的・物的支援の受入体制が不十分であり、更なる体制の整備が必要となっています。また、速やかに物資の受入れ等ができるようストックヤードや体制づくりが必要です。
- 食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保が十分とは言えないことから、更なる関係機関、関連企業との協定の締結拡充が必要です。
- 水道施設の計画的な設備更新を行っていますが、断水被害の軽減措置を推進するとともに、緊急時の応急体制を整える必要があります。
- 災害時に食料・飲料水等の備蓄物資が不足しないよう、必要量の見直しと各地区での備蓄倉庫の整備を進める必要があります。併せて、村民が日常備蓄（ローリングストック方式）を習慣とするよう意識の啓発を進める必要があります。
- 大規模災害発生時に、速やかに緊急輸送ルートを確保できるよう道路啓開の計画の充実を図る必要があります。
- 災害時に飲料水や生活用水が確保できるよう、井戸設置世帯の把握に努めるとともに、新たな井戸の確保に向けた掘削を進める必要があります。
- 避難所運営訓練を通じたマニュアルを見直し、地域が主体となって避難所を運営する体制を整備する必要があります。

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）
- 関係機関、関連企業との協定締結
- 給配水施設の整備・給水体制の確立
- 備蓄食料等の確保・管理
- 道路啓開計画の充実
- 災害時協力井戸の登録・周知
- 避難所運営体制の充実

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕 強靱化の推進方針(施策)

〔施策（2）－1－①〕 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（総務課）

姫島村災害時受援計画に基づき、大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進します。

また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築します。

〔施策（2）－1－②〕 関係機関、関連企業との協定締結（総務課）

食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進します。

〔施策（2）－1－③〕 給配水施設の整備・給水体制の確立（生活環境課）

水道施設の設備更新を行い、水道管の更新（耐震）計画を策定し、計画的な更新を実施するとともに、断水被害の軽減措置を推進し、緊急時の応急体制を整え、安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づくりを図ります。

〔施策（2）－1－④〕 備蓄食料等の確保・管理（総務課、住民福祉課）

食料・飲料水等の備蓄物資は、今後も消費期限前に適切に更新するとともに、ベッド等の備蓄物資は、災害時に不足が生じないように必要量の見直しを行います。

備蓄の管理は、拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、今後は各地区への備蓄倉庫の整備を推進します。

また、村民には自助による日常備蓄（ローリングストック方式）により発災後3日分の非常用食料等を備蓄するよう啓発、推進します。

〔施策（2）－1－⑤〕 道路啓開計画の充実（建設課）

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、県協議への参加により救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進します。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応します。

〔施策（2）－1－⑥〕 災害時協力井戸の登録・周知（総務課、生活環境課）

災害時に近隣の村民が利用できる井戸として、災害時協力井戸の登録・周知を図ります。

〔施策（2）－1－⑦〕 避難所運営体制の充実（住民福祉課）

避難所の速やかな開設、円滑運営のため、避難所運営訓練を通じたマニュアルの見直し、資機材整備（簡易トイレ、簡易ベッド、パーテーション等）により地域が主体となって避難所を運営する体制の整備を推進します。

【(2) - 1 主要指標】

指標名	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
災害時備蓄倉庫整備	地区	0	6

(2) - 2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

〔1〕脆弱性の評価結果と取り組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時には本村の各地区が孤立するおそれがあるとともに、本村自体も孤島として取り残される可能性があることから、島外とのつながりを確保するために漁港等の港湾施設の強化を図る必要があります。
- 災害時には、孤立地域においても居住者全員の安否を早急に把握できるよう、速やかに確認と連絡体制の整備を進める必要があります。
- 村内外の情報ネットワークが遮断されないよう、ケーブルネットワークの維持に努めるとともに、衛星ネットワーク等複線型ネットワークの構築を進める必要があります。
- 緊急時や発災時にも確実に村民に情報伝達ができるよう、複数の情報発信と受信の機能の充実を図る必要があります。
- 非常用電源の確保ができるよう取組を進める必要があります。
- 発災時に通行の妨げとなる道路やトンネルの改良、狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備も完了していない状況であり、その整備が必要です。
((1) - 1再掲)
- 災害時に食料・飲料水等の備蓄物資が不足しないよう、必要量の見直しと各地区での備蓄倉庫の整備を進める必要があります。併せて、村民が日常備蓄（ローリングストック方式）を習慣とするよう意識の啓発を進める必要があります。
((2) - 1再掲)
- 災害時に飲料水や生活用水が確保できるよう、井戸設置世帯の把握に努めるとともに、新たな井戸の確保に向けた掘削を進める必要があります。((2) - 1再掲)
- 孤立集落の発生時対応として、大分県大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づいた、村民の早期避難や分散備蓄の推進等の「事前対策」及び情報収集や救助・救援に関する「応急対策」の検討を進める必要があります。

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 漁港等の整備
- 地域との連絡体制の整備
- 村内情報ネットワークの整備
- 村外とのネットワークの整備（情報センター）
- 防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用
- 非常用電源の確保
- 橋りょう・道路の維持管理（（１）－１再掲）
- 備蓄食料等の確保・管理（（２）－１再掲）
- 災害時協力井戸の登録・周知（（２）－１再掲）
- 孤立集落対策

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔２〕 強靱化の推進方針(施策)

〔施策（２）－２－①〕 漁港等の整備（建設課）

漁港等について、老朽化に伴う漁港施設、海岸保全施設、堤防等の整備や補修・維持管理による長寿命化を推進します。

また、被災時の受入施設の整備を推進します。

〔施策（２）－２－②〕 地域との連絡体制の整備（総務課）

災害発生時の連絡体制について、区長・介護施設・高齢者福祉施設等に対し、孤立の有無や避難者の人数、負傷者の情報等を把握できるよう、孤立地域の名簿をまとめるとともに、連絡体制の整備を推進します。

〔施策（２）－２－③〕 村内情報ネットワークの整備（総務課、情報センター）

情報ネットワークの強化・安定化を図るため、既にケーブルネットワークセンター間は２重化された伝送ルートとなっており、それらの設備を適切に維持管理します。

〔施策（２）－２－④〕 村外とのネットワークの整備（情報センター）

現在、大分～国東経由での１本しかないインターネットのルートでの災害が起きた場合、村内でのケーブルネットワークが遮断されることから別ルートの確保が必要であり、衛星からのネットワークを利用して村内のネットワークをカバーする方法を検討します。

〔施策（２）－２－⑤〕 防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（総務課）

警報発令時や避難指示等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信など村民への効果的な情報伝達を推進します。

〔施策（２）－２－⑥〕 非常用電源の確保（総務課）

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保します。

〔施策（２）－２－⑦〕 橋りょう・道路の維持管理（建設課）（（１）－１－③再掲）

災害発生時の村民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備等を推進します。

〔施策（２）－２－⑧〕 備蓄食料等の確保・管理（総務課、住民福祉課）（（２）－１－④再掲）

食料・飲料水等の備蓄物資は、今後も消費期限前に適切に更新するとともに、ベッド等の備蓄物資は、災害時に不足が生じないように必要量の見直しを行います。

備蓄の管理は、拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、今後は各地区への備蓄倉庫の整備を推進します。

また、村民には自助による日常備蓄（ローリングストック方式）により発災後３日分の非常用食料等を備蓄するよう啓発、推進します。

〔施策（２）－２－⑨〕 災害時協力井戸の登録・周知（総務課、生活環境課）（（２）－１－⑥再掲）

災害時に近隣の村民が利用できる井戸として、災害時協力井戸の登録・周知を図ります。

〔施策（２）－２－⑩〕 孤立集落対策（総務課）

支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、県や関係機関等と連携し、大分県大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、村民の早期避難や分散備蓄の推進等の「事前対策」及び情報収集や救助・救援に関する「応急対策」を推進します。

【（２）－２ 主要指標】

指標名	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
漁港機能保全計画（改訂）	－	改訂検討	改訂完了
漁港海岸長寿命化計画（改訂）	－	改訂検討	改訂完了
防災行政無線等の定期検査	回	1回／年	1回／年

(2) - 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〔1〕脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に自助・共助の地域防災活動が展開できるよう、消防団や社会福祉協議会等の連携を強化する必要があります。
- 大規模災害を仮定した関係機関との連携訓練の機会が不足しており、災害対応力の強化に向けた連絡系統の整備や訓練を実施する必要があります。
- 消防団への資機材や備品の購入、ポンプ積載車の更新、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能の強化を引き続き進める必要があります。
- 大規模災害時での消防職員及び消防団員が不足する事態を見込んで、支援人員の円滑な受入体制の確保に向けた県との連携を強化する必要があります。

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化
- 関係機関との連携強化
- 消防機能の強化
- 消防職員、消防団員の応援要請

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕強靱化の推進方針(施策)

〔施策（2）-3-①〕消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化（総務課）

大規模災害時は、人員確保の問題から救助・救援活動に支障が発生することも踏まえ、消防団との連携を強化し、自助・共助の地域防災活動を推進します。

また、社会福祉協議会との連携により、速やかなボランティアセンターの開設を可能とする連絡体制を構築します。

〔施策（2）-3-②〕関係機関との連携強化（総務課）

関係機関との連携強化のため、村と各関係機関で大規模災害を仮定した災害対策本部設置運営訓練を始めとする連携訓練を行い、連絡系統の整備や訓練を実施することで災害対応力の強化を図ります。

〔施策（２）－３－③〕 消防機能の強化（総務課）

大規模な火災の発生に備え、消防団への資機材や備品の購入、ポンプ積載車の更新、消防団員の訓練や消防団員の確保等、消防機能の強化を中心に体制の整備を推進します。

〔施策（２）－３－④〕 消防職員、消防団員の応援要請（総務課）

大規模災害では、消防職員及び消防団員が不足する事態も見込まれることから、発災時には、「県下常備消防相互応援協定」に基づき、県等に応援要請を行うとともに、支援人員の円滑な受入体制を確保し、災害に対応します。

【（２）－３ 主要指標】

指標名	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
消防団員数	人	99	100
防火水槽点検事業	基	0	5

(2) - 4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺

〔1〕脆弱性の評価結果と取り組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時においても、効果的な質の高い医療サービス、介護サービス等を提供できるよう、日頃より様々な情報をネットワークで連携・共有する環境づくりを進める必要があります。
- 村民の一人ひとりが災害時においても適切な応急処置ができるよう、応急手当の方法を学ぶ機会を提供することが必要です。
- 発災時に通行の妨げとなる道路やトンネルの改良、狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備も完了していない状況であり、その整備が必要です。
（（1）- 1再掲）
- 災害時に食料・飲料水等の備蓄物資が不足しないよう、必要量の見直しと各地区での備蓄倉庫の整備を進める必要があります。併せて、村民が日常備蓄（ローリングストック方式）を習慣とするよう意識の啓発を進める必要があります。
（（2）- 1再掲）
- 非常用電源の確保ができるよう取組を進める必要があります。（（2）- 2再掲）

【取り組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 医療連携、ICTの強化及び拡充
- 救命講習の啓発
- 橋りょう・道路の維持管理（（1）- 1再掲）
- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（（2）- 1再掲）
- 非常用電源の確保（（2）- 2再掲）

を取り組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕 強靱化の推進方針(施策)

〔施策（2）－4－①〕 医療連携、ICTの強化及び拡充（診療所）

医療・介護情報をはじめ、様々な情報をネットワークで連携・共有させることにより、効果的な質の高い医療サービス、介護サービス等の提供を推進します。

〔施策（2）－4－②〕 救命講習の啓発（診療所）

災害現場において、村民等が適切な応急処置ができるよう、応急手当の普及・啓発活動（普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習）を推進します。

〔施策（2）－4－③〕 橋りょう・道路の維持管理（建設課）（（1）－1－③再掲）

災害発生時の村民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備等を推進します。

〔施策（2）－4－④〕 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（総務課）（（2）－1－①再掲）

姫島村災害時受援計画に基づき、大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進します。

また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築します。

〔施策（2）－4－⑤〕 非常用電源の確保（総務課）（（2）－2－⑥再掲）

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保します。

(2) - 5 被災地における感染症等の大規模発生

〔1〕脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 災害時において、簡易トイレの整備や生活水の確保を図る必要があるとともに、トイレ不足に備え、マンホールトイレ設置の準備を整えておく必要があります。
- 災害時に発生する大量の廃棄物に対処する、仮設置場の確保や処理計画を立てる必要があるほか、水質汚濁や悪臭等環境悪化に対する対策を想定する必要があります。
- 避難所での衛生環境悪化や感染症の蔓延につながらないように、避難所での健康管理体制を整える準備を行うほか、村民への予防接種、狂犬病の予防を図るよう村民への周知が必要です。
- 大規模災害時においても、効果的な質の高い医療サービス、介護サービス等を提供できるよう、日頃より様々な情報をネットワークで連携・共有する環境づくりを進める必要があります。（（2）- 4再掲）

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- し尿処理の対策
- 災害廃棄物対策
- 健康管理体制の整備
- 医療連携、ICTの強化及び拡充（（2）- 4再掲）

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕強靱化の推進方針(施策)

〔施策（2）－5－①〕し尿処理の対策（生活環境課）

し尿処理施設の維持管理を重視し、簡易トイレの整備や、生活用水としての学校のプール水の活用を推進します。

また、災害時の衛生対策として簡易トイレの備蓄を推進するほか、マンホールトイレの整備について検討します。

〔施策（2）－5－②〕災害廃棄物対策（生活環境課）

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進します。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応します。

〔施策（2）－5－③〕健康管理体制の整備（生活環境課、健康推進課）

避難所では、集団感染症やエコノミー症候群等の症状が懸念されることから、避難者の健康管理について、県や医師会等と連携して体制を構築します。

また、平時から定期的予防接種や新型インフルエンザ等発生時の予防接種等、感染拡大の防止に努めると同時に、狂犬病等の予防についても推進します。

〔施策（2）－5－④〕医療連携、ICTの強化及び拡充（診療所）（（2）－4－①再掲）

医療・介護情報をはじめ、様々な情報をネットワークで連携・共有させることにより、効果的な質の高い医療サービス、介護サービス等の提供を推進します。

(3)必要不可欠な行政機能は確保する

(3) - 1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

〔1〕脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 発災後、役場庁舎の機能確保ができる体制の準備を進める必要があるほか、代替施設の確保とそこでの機能確保を図る必要があります。
- 災害時に、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な人・物・情報等利用できる資源の確保等を定める必要があります。
- 災害時に迅速な対応ができるよう、平時から庁内における避難訓練や防災研修の実施など、職員の防災に対する意識の向上を図る必要があります。
- 災害時に、災害対策の拠点や避難所・避難場所となる施設の環境整備を進める必要があります。
- 災害時に食料・飲料水等の備蓄物資が不足しないよう、必要量の見直しと各地区での備蓄倉庫の整備を進める必要があります。併せて、村民が日常備蓄（ローリングストック方式）を習慣とするよう意識の啓発を進める必要があります。
（（2）- 1再掲）

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 災害対策本部の機能確保
- 業務継続計画（BCP）の改訂
- 職員の防災意識向上
- 施設（村が管理する建物）の維持管理
- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（（2）- 1再掲）

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕 強靱化の推進方針(施策)

〔施策（3）－1－①〕 災害対策本部の機能確保（総務課）

大規模災害時には、災害対策本部を設置する役場庁舎の機能確保が必要となるため、施設の維持管理や職員の連絡体制を確保します。

また、被災状況によっては庁舎機能の確保が難しい可能性もあるため、災害対策本部の代替施設に関しても検討し、機能強化を図ります。

〔施策（3）－1－②〕 業務継続計画（BCP）の改訂（総務課）

本村では大規模災害時に備え、令和2年3月に策定した「姫島村業務継続計画」に基づき行政組織等の変更等に伴い、継続的に計画の見直しを行います。

〔施策（3）－1－③〕 職員の防災意識向上（総務課）

大規模災害時は多くの問題が同時発生し、迅速な対応が求められるため、平時から庁内における避難訓練や防災研修の実施など、職員の防災に対する意識向上を図ります。

〔施策（3）－1－④〕 施設（村が管理する建物）の維持管理（総務課、建設課）

村が管理する施設（役場庁舎、教育委員会庁舎、離島センター「やはず」、消防団分団庫、公民館、村営住宅、その他施設等）において適切な維持管理を行い、災害対策本部や避難所・避難場所に使用する施設の補修工事、建替えによる環境整備、代替施設の可能性がある建物について補修等を効率的に推進します。

〔施策（3）－1－⑤〕 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（総務課）（（2）－1－①再掲）

姫島村災害時受援計画に基づき、大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進します。

また、物資の受け入れ等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築します。

【（3）－1 主要指標】

指標名	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
村営住宅長寿命化計画（改訂）	－	改訂検討	改訂完了

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

(4) - 1 基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

[1] 脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 発災時に通行の妨げとなる道路やトンネルの改良、狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備も完了していない状況であり、その整備が必要です。
((1) - 1 再掲)
- 災害で発生した土砂や陥没等による道路啓開や、海岸・離岸堤への早期着岸を可能とする整備を進める必要があります。
- 大規模災害発生時に、速やかに緊急輸送ルートを確認できるように道路啓開の計画の充実を図る必要があります。((2) - 1 再掲)

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 橋りょう・道路の維持管理 ((1) - 1 再掲)
- 主要道路・漁港の復旧
- 道路啓開計画の充実 ((2) - 1 再掲)

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

[2] 強靱化の推進方針(施策)

〔施策(4) - 1 - ①〕 橋りょう・道路の維持管理(建設課) ((1) - 1 - ③再掲)

災害発生時の村民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備等を推進します。

〔施策(4) - 1 - ②〕 主要道路・漁港の復旧(建設課)

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進します。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進します。

〔施策(4) - 1 - ③〕 道路啓開計画の充実(建設課) ((2) - 1 - ⑤再掲)

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、県協議への参加により救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進します。
道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応します。

(4) - 2 食料等の安定供給の停滞

〔1〕脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 発災時に通行の妨げとなる道路やトンネルの改良、狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備も完了していない状況であり、その整備が必要です。
((1) - 1再掲)
- 本村では姫島村災害時受援計画を作成しているものの、現行の人的・物的支援の受入体制が不十分であり、更なる体制の整備が必要となっています。また、速やかに物資の受入れ等ができるようストックヤードや体制づくりが必要です。
((2) - 1再掲)
- 災害時に食料・飲料水等の備蓄物資が不足しないよう、必要量の見直しと各地区での備蓄倉庫の整備を進める必要があります。併せて、村民が日常備蓄（ローリングストック方式）を習慣とするよう意識の啓発を進める必要があります。
((2) - 1再掲)

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 橋りょう・道路の維持管理（(1) - 1再掲）
- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（(2) - 1再掲）
- 備蓄食料等の確保・管理（(2) - 1再掲）

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕強靱化の推進方針(施策)

〔施策(4) - 2 - ①〕橋りょう・道路の維持管理（建設課）（(1) - 1 - ③再掲）

災害発生時の村民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備等を推進します。

〔施策(4) - 2 - ②〕支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（総務課）（(2) - 1 - ①再掲）

姫島村災害時受援計画に基づき、大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進します。

また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築します。

〔施策（４）－２－③〕 備蓄食料等の確保・管理（総務課、住民福祉課）（（２）－１－④再掲）

食料・飲料水等の備蓄物資は、今後も消費期限前に適切に更新するとともに、ベッド等の備蓄物資は、災害時に不足が生じないように必要量の見直しを行います。

備蓄の管理は、拠点施設の備蓄倉庫による備蓄を基本とし、今後は各地区への備蓄倉庫の整備を推進します。

また、村民には自助による日常備蓄（ローリングストック方式）により発災後３日分の非常用食料等を備蓄するよう啓発、推進します。

(4) - 3 ため池、防災施設、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による漁業や農業への甚大な影響

〔1〕脆弱性の評価結果と取り組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に食料不足を解消するため、日頃から有害鳥獣による農作物の被害を軽減する対策や、農産作物の生育に必要な農業関連施設の整備を進める必要があります。
- 森林での病害木の伐採を行い、倒木による被害防止に向けた事前伐採を行い、植林等を効率的に行うことにより、森林の荒廃を防ぐ必要があります。（（1） - 3再掲）
- 災害時のため池やダムの損壊により、漁業や農業への甚大な影響が見込まれるため、定期的な点検を行う必要があるとともに、被災した場合の迅速な補修・復旧を実施する体制を整備する必要があります。

【取り組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 農地・農業用施設の保全
- 森林の保全（（1） - 3再掲）
- ため池・ダム等維持管理

を取り組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕強靱化の推進方針(施策)

〔施策（4） - 3 - ①〕農地・農業用施設の保全（企画振興課）

大規模災害時の食料不足を想定し、日頃から有害鳥獣による農作物の被害を軽減するため、捕獲や柵の設置等の対策を推進します。

また、農業用施設（ビニールハウス等含む）・用水路等の補修や維持管理についても推進し、防災対策を強化します。

〔施策（4） - 3 - ②〕森林の保全（企画振興課）（（1） - 3 - ②再掲）

荒廃した森林においては、台風や大雨による土砂災害が懸念されるため、間伐や植林等を効率的に行い、災害に強い森林づくりを推進します。

〔施策（4） - 3 - ③〕ため池・ダム等維持管理（建設課、生活環境課）

被害時には関係機関と連携して被害箇所を補修・復旧を迅速に行います。また、定期的な点検を行い、ため池損壊のリスク低減に取り組むとともに、ため池ハザードマップを作成し、その周知を図ります。

【(4) - 3 主要指標】

指標名	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
ため池ハザードマップ作成	箇所	2	2

(4) - 4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

〔1〕脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 海上・漁港・港湾への油の流出に対応するため、県や漁協及び大分海上保安部と連携し対策を検討する必要があります。
- 災害時に発生する大量の廃棄物に対処する、仮設置き場の確保や処理計画を立てる必要があるほか、水質汚濁や悪臭等環境悪化に対する対策を想定する必要があります。（（2）- 5再掲）

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 海上・漁港・港湾への油等の流出対応
- 災害廃棄物対策（（2）- 5再掲）

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕強靱化の推進方針(施策)

〔施策（4）- 4 - ①〕海上・漁港・港湾への油等の流出対応（建設課、水産・観光商工課）

災害により海上・漁港・港湾へ油が流出した場合、流出した場所により県や漁協及び大分海上保安部と連携し対応を図ります。

〔施策（4）- 4 - ②〕災害廃棄物対策（生活環境課）（（2）- 5 - ②再掲）

大規模災害により発生する廃棄物（漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む）処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進します。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応します。

【（4）- 4 主要指標】

指標名	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
流出危険個所の確認（※パトロール）	回	0回/年	1回/年

(5)情報通信機能・情報サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期に復旧させる

(5) - 1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

〔1〕脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 災害時の主要な情報伝達手段であるケーブルネットワークや、緊急時に各区長からの放送が可能である屋外拡声器の活用を図る必要があります。
- 災害時に自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧に対応する機関・団体が集結する拠点施設が早期に稼働できる体制の整備が必要です。
- 村内外の情報ネットワークが遮断されないよう、ケーブルネットワークの維持に努めるとともに、衛星ネットワーク等複線型ネットワークの構築を進める必要があります。（（2）- 2再掲）
- 緊急時や発災時にも確実に村民に情報伝達ができるよう、複数の情報発信と受信の機能の充実を図る必要があります。（（2）- 2再掲）
- 非常用電源の確保ができるよう取組を進める必要があります。（（2）- 2再掲）

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 連絡手段の確保
- 防災拠点運用体制の構築
- 村内情報ネットワークの整備（（2）- 2再掲）
- 村外とのネットワークの整備（情報センター）（（2）- 2再掲）
- 防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（（2）- 2再掲）
- 非常用電源の確保（（2）- 2再掲）

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕 強靱化の推進方針(施策)

〔施策（５）－１－①〕 連絡手段の確保（総務課、情報センター）

情報ネットワークの強化・安定化を図るため、既にケーブルネットワークセンター間は2重化された伝送ルートとなっており、それらの設備を適切に維持管理します。

また、屋外拡声器は、緊急時に各区長からの放送が可能であり、効果的でもあるため、地区内放送の活用を推進します。

〔施策（５）－１－②〕 防災拠点運用体制の構築

大規模災害が発生した場合、防災拠点となる役場庁舎には、自衛隊・警察・消防・電力会社等、救援や復旧に対応する機関・団体が集結するため、平時からの協議や連携体制の構築等、早期対応に向けた体制整備を推進します。

〔施策（５）－１－③〕 村内情報ネットワークの整備（総務課、情報センター）（（２）－２－③再掲）

情報ネットワークの強化・安定化を図るため、既にケーブルネットワークセンター間は2重化された伝送ルートとなっており、それらの設備を適切に維持管理します。

〔施策（５）－１－④〕 村外とのネットワークの整備（情報センター）（（２）－２－④再掲）

現在、大分～国東経由での1本しかないインターネットのルートでの災害が起きた場合、村内でのケーブルネットワークが遮断されることから別ルートの確保が必要であり、衛星からのネットワークを利用して村内のネットワークをカバーする方法を検討します。

〔施策（５）－１－⑤〕 防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（総務課）（（２）－２－⑤再掲）

警報発令時や避難指示等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信など村民への効果的な情報伝達を推進します。

〔施策（５）－１－⑥〕 非常用電源の確保（総務課）（（２）－２－⑥再掲）

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保します。

(5) - 2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

〔1〕脆弱性の評価結果と取り組むべき課題

【脆弱性の評価】

○緊急時や発災時にも確実に効果的に村民に情報伝達ができるよう、複数の情報発信と受信の機能の充実を図る必要があります。（（2）- 2再掲）

【取り組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（（2）- 2再掲）
を取り組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕強靱化の推進方針(施策)

〔施策（5）- 2 - ①〕防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用（総務課）（（2）- 2 - ⑤再掲）

警報発令時や避難指示等の情報伝達において、ケーブルテレビによる放送、スマートフォン等のアプリケーションを利用した情報発信など村民への効果的な情報伝達を推進します。

(5) - 3 上水道等の長期間にわたる供給停止

〔1〕脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 水道施設の計画的な設備更新を行っていますが、断水被害の軽減措置を推進するとともに、緊急時の応急体制を整える必要があります。（（2）- 1再掲）
- 簡易水道関連施設等の耐震化や長寿命化等を推進し、災害時にも安定的に水を供給できる体制を進める必要があります。
- 非常用電源の確保ができるよう取組を進める必要があります。（（2）- 2再掲）
- 本村では姫島村災害時受援計画を作成しているものの、現行の人的・物的支援の受入体制が不十分であり、更なる体制の整備が必要となっています。また、速やかに物資の受入れ等ができるようストックヤードや体制づくりが必要です。（（2）- 1再掲）
- 災害で発生した土砂や陥没等による道路啓開や、海岸・離岸堤への早期着岸を可能とする整備を進める必要があります。（（4）- 1再掲）
- 発災時に通行の妨げとなる道路やトンネルの改良、狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備も完了していない状況であり、その整備が必要です。（（1）- 1再掲）
- 大規模災害発生時に、速やかに緊急輸送ルートを確保できるよう道路啓開の計画の充実を図る必要があります。（（2）- 1再掲）

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 給配水施設の整備・給水体制の確立（（2）- 1再掲）
- 簡易水道施設の維持管理の適正化
- 非常用電源の確保（（2）- 2再掲）
- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（（2）- 1再掲）
- 主要道路・漁港の復旧（（4）- 1再掲）
- 橋りょう・道路の維持管理（（1）- 1再掲）
- 道路啓開計画の充実（（2）- 1再掲）

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕 強靱化の推進方針(施策)

〔施策（５）－３－①〕 給配水施設の整備・給水体制の確立（生活環境課）（（２）－１－③再掲）

水道施設の設備更新を行い、水道管の更新（耐震）計画を策定し、計画的な更新を実施するとともに、断水被害の軽減措置を推進し、緊急時の応急体制を整え、安定した送配水の確立や水質の管理等、設備の整った環境づくりを図ります。

〔施策（５）－３－②〕 簡易水道施設の維持管理の適正化（生活環境課）

安定的に水を供給するため、簡易水道関連施設等の耐震化や長寿命化、水道管の計画的な布設替えを検討します。

〔施策（５）－３－③〕 非常用電源の確保（総務課）（（２）－２－⑥再掲）

非常用電源として自家発電機を設置し、その燃料を確保します。

〔施策（５）－３－④〕 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（総務課）（（２）－１－①再掲）

姫島村災害時受援計画に基づき、大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進します。

また、物資の受け入れ等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築します。

〔施策（５）－３－⑤〕 主要道路・漁港の復旧（建設課）（（４）－１－②再掲）

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進します。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進します。

〔施策（５）－３－⑥〕 橋りょう・道路の維持管理（建設課）（（１）－１－③再掲）

災害発生時の村民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備等を推進します。

〔施策（５）－３－⑦〕 道路啓開計画の充実（建設課）（（２）－１－⑤再掲）

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確保し、県協議への参加により救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進します。

道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応します。

(5) - 4 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

〔1〕脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 浸水被害を最小限に防ぐため、ダム等の治水関連施設や排水施設、排水処理施設の整備を進める必要があります。
- 下水道関連施設等の耐震化や長寿命化等を推進し、災害時に衛生な環境を保持できる体制を進める必要があります。
- 災害時において、簡易トイレの整備や生活水の確保を図る必要があるとともに、トイレ不足に備え、マンホールトイレ設置の準備を整えておく必要があります。
((2) - 5再掲)

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 排水施設等の整備・維持管理
- 下水道施設の維持管理の適正化
- し尿処理の対策 ((2) - 5再掲)

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕強靱化の推進方針(施策)

〔施策(5) - 4 - ①〕排水施設等の整備・維持管理(生活環境課)

台風等の大雨による地域の浸水被害を最小限に防ぐために、排水路、雨水ポンプ場等の排水施設の維持管理、ダム等の治水施設の補修・改修工事を推進します。
また、排水処理施設(浄化槽等含む)の整備・維持管理を推進します。

〔施策(5) - 4 - ②〕下水道施設の維持管理の適正化(生活環境課)

ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の適切な維持管理を図り、管渠の耐震対策を検討します。

〔施策(5) - 4 - ③〕し尿処理の対策(生活環境課) ((2) - 5 - ①再掲)

し尿処理施設の維持管理を重視し、簡易トイレの整備や、生活水としての学校のプール水の活用を推進します。
また、災害時の衛生対策として簡易トイレの備蓄を推進するほか、マンホールトイレの整備について検討します。

(5) - 5 交通インフラの長期間にわたる機能停止

〔1〕脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 発災時に通行の妨げとなる道路やトンネルの改良、狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備も完了していない状況であり、その整備が必要です。
((1) - 1再掲)
- 大規模災害発生時に、速やかに緊急輸送ルートを確認できるよう道路啓開の計画の充実を図る必要があります。((2) - 1再掲)
- 災害で発生した土砂や陥没等による道路啓開や、海岸・離岸堤への早期着岸を可能とする整備を進める必要があります。((4) - 1再掲)

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 橋りょう・道路の維持管理 ((1) - 1再掲)
- 道路啓開計画の充実 ((2) - 1再掲)
- 主要道路・漁港の復旧 ((4) - 1再掲)

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕強靱化の推進方針(施策)

〔施策(5) - 5 - ①〕橋りょう・道路の維持管理(建設課) ((1) - 1 - ③再掲)

災害発生時の村民の避難や救出において、緊急車両通行や物資輸送等の妨げとならないよう、道路やトンネルの維持管理及び改良工事、住宅の倒壊による狭あい道路閉塞の解消や耐震性の低い橋りょうの整備等を推進します。

〔施策(5) - 5 - ②〕道路啓開計画の充実(建設課) ((2) - 1 - ⑤再掲)

大規模災害発生時の道路啓開において、速やかに緊急輸送ルートを確認し、県協議への参加により救助及び物資輸送を可能とする体制づくりの構築を推進します。
道路啓開については、国・県が策定している計画を基に大規模災害に対応します。

〔施策(5) - 5 - ③〕主要道路・漁港の復旧(建設課) ((4) - 1 - ②再掲)

土砂や陥没等による道路閉塞の解除や、海岸・離岸堤への救援艇・物資輸送船の早期着岸を可能とする整備を推進します。

また、復旧状況について、関係機関と連絡を取り、最新の情報を共有することを推進します。

(6)社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(6) - 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

[1] 脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 他の自治体や関係団体と連携した災害廃棄物処理の対応を検討する必要があります。
- 災害時に発生する大量の廃棄物に対処する、仮設置き場の確保や処理計画を立てる必要があるほか、水質汚濁や悪臭等環境悪化に対する対策を想定する必要があります。((2) - 5再掲)

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 他の自治体との連携強化
- 災害廃棄物対策((2) - 5再掲)

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

[2] 強靱化の推進方針(施策)

〔施策(6) - 1 - ①〕他の自治体との連携強化(生活環境課)

災害発生時、処理能力を超える災害廃棄物が発生した場合、他の自治体や関係団体と連携し、災害廃棄物処理の対応を図ります。

また災害廃棄物処理計画の策定を検討します。

〔施策(6) - 1 - ②〕災害廃棄物対策(生活環境課)((2) - 5 - ②再掲)

大規模災害により発生する廃棄物(漁港・海岸漂着等による災害ごみを含む)処理については、本村で可能な限り対応できるよう、車両や施設の整備、維持管理を推進します。

また、災害により発生する水質汚濁・悪臭等の調査についても対応します。

(6) - 2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

〔1〕脆弱性の評価結果と取組むべき課題

【脆弱性の評価】

- 被災後、道路の復旧・復興に関する建設資機材や労力等を含む協力等、早期の復旧・復興が可能となる対策を検討する必要があります。
- 本村では姫島村災害時受援計画を作成しているものの、現行の人的・物的支援の受入体制が不十分であり、更なる体制の整備が必要となっています。また、速やかに物資の受入れ等ができるようストックヤードや体制づくりが必要です。
（（2） - 1再掲）
- 食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保が十分とは言えないことから、更なる関係機関、関連企業との協定の締結拡充が必要です。
（（2） - 1再掲）

【取組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

- 民間企業との協力体制
- 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（（2） - 1再掲）
- 関係機関、関連企業との協定締結（（2） - 1再掲）

を取組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕強靱化の推進方針(施策)

〔施策（6） - 2 - ①〕 民間企業との協力体制（建設課）

大規模災害発生時、道路の復旧・復興に関する建設資機材や労力等を含む「建設資機材等」の協力体制を受け、早期の復旧・復興が可能となる対策を推進します。

〔施策（6） - 2 - ②〕 支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）（総務課）（（2） - 1 - ①再掲）

姫島村災害時受援計画に基づき、大規模災害時の人員や物資の不足により行政機関、医療機関等の機能が麻痺する事態を防ぐため、人的・物的支援を円滑に受入れる体制づくりを推進します。

また、物資の受入れ等について、速やかな搬送が可能なストックヤードや体制づくりを構築します。

〔施策（6） - 2 - ③〕 関係機関、関連企業との協定締結（総務課）（（2） - 1 - ②再掲）

食料や飲料水、不足している人員や資機材、ライフライン等の確保を行うため、関係機関・関係団体・一般企業との協定の締結を推進します。

【(6) - 2 主要指標】

指標名	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
災害応急業務防災協定締結数(延べ)	件	3	4

(6) - 3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

〔1〕脆弱性の評価結果と取り組むべき課題

【脆弱性の評価】

○災害からの復旧・復興に向けては十分な公的支援を行う必要があるとともに、互助（互助）が十分発揮できるよう、地域コミュニティの強化を進める必要があります。

【取り組むべき課題】

以上の脆弱性の評価に基づき、

■地域コミュニティの強化

を取り組むべき課題とし、本村の強靱化を進める必要があります。

〔2〕強靱化の推進方針(施策)

【施策（6）-3-①】地域コミュニティの強化（総務課）

地域コミュニティの大規模災害発生時の対応力を向上させるため、区長や自主防災組織を中心に、防災訓練・教育、防災士の養成等、地域コミュニティの強化に取り組む必要があります。

【（6）-3 主要指標】

指標名	単位	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
村内全域避難訓練参加率	%	25.0	30.0
防災士数	人	23	30

7 施策分野ごとの評価結果と強靱化の推進方針

(1)個別施策分野

①行政機能／警察・消防等

強靱化の推進方針(施策)

■住宅密集地における大規模火災の防止

○対応する施策No.：〔施策（１）－１－⑤〕

■人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成

○対応する施策No.：〔施策（１）－１－⑥〕

■防災拠点の整備

○対応する施策No.：〔施策（１）－２－③〕

■支援受入体制の整備（ストックヤード等整備含む）

○対応する施策No.：〔施策（２）－１－①〕〔施策（２）－４－④〕〔施策（３）－１－⑤〕
〔施策（４）－２－②〕〔施策（５）－３－④〕〔施策（６）－２－②〕

■関係機関、関連企業との協定締結

○対応する施策No.：〔施策（２）－１－②〕〔施策（６）－２－③〕

■関係機関との連携強化

○対応する施策No.：〔施策（２）－３－②〕

■消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化

○対応する施策No.：〔施策（２）－３－①〕

■消防機能の強化

○対応する施策No.：〔施策（２）－３－③〕

■災害対策本部の機能確保

○対応する施策No.：〔施策（３）－１－①〕

■業務継続計画（BCP）の改訂

○対応する施策No.：〔施策（３）－１－②〕

■職員の防災意識向上

○対応する施策No.：〔施策（3）－1－③〕

■施設（村が管理する建物）の維持管理

○対応する施策No.：〔施策（3）－1－④〕

■他の自治体との連携強化

○対応する施策No.：〔施策（6）－1－①〕

強靱化の推進方針(施策)

■民間住宅・建物の耐震化や家具の転倒防止

○対応する施策No.：〔施策（１）－１－①〕

■老朽危険空き家対策

○対応する施策No.：〔施策（１）－１－④〕

■避難路等の整備

○対応する施策No.：〔施策（１）－２－①〕

■避難所・避難場所の整備

○対応する施策No.：〔施策（１）－２－②〕

■土砂災害ハザードマップ等の作成

○対応する施策No.：〔施策（１）－３－③〕

■給配水施設の整備・給水体制の確立

○対応する施策No.：〔施策（２）－１－③〕〔施策（５）－３－①〕

■災害時協力井戸の登録・周知

○対応する施策No.：〔施策（２）－１－⑥〕〔施策（２）－２－⑨〕

■避難所運営体制の充実

○対応する施策No.：〔施策（２）－１－⑦〕

■地域との連絡体制の整備

○対応する施策No.：〔施策（２）－２－②〕

■非常用電源の確保

○対応する施策No.：〔施策（２）－２－⑥〕〔施策（２）－４－⑤〕〔施策（５）－１－⑥〕
〔施策（５）－３－③〕

■孤立集落対策

○対応する施策No.：〔施策（２）－２－⑩〕

■災害廃棄物対策

○対応する施策No.：〔施策（２）－５－②〕〔施策（４）－４－②〕〔施策（６）－１－②〕

■海上・漁港・港湾への油等の流出対応

○対応する施策No.：〔施策（４）－４－①〕

■簡易水道施設の維持管理の適正化

○対応する施策No.：〔施策（５）－３－②〕

■排水施設等の整備・維持管理

○対応する施策No.：〔施策（５）－４－①〕

■民間企業との協力体制

○対応する施策No.：〔施策（６）－２－①〕

■地域コミュニティの強化

○対応する施策No.：〔施策（６）－３－①〕

強靱化の推進方針(施策)

■教育施設等の耐震化

○対応する施策No.：〔施策（１）－１－②〕

■こどもたちへの避難訓練・防災意識の向上

○対応する施策No.：〔施策（１）－２－④〕

■地域防災力の向上

○対応する施策No.：〔施策（１）－２－⑤〕

■要配慮者の避難支援

○対応する施策No.：〔施策（１）－２－⑥〕

■医療連携、ICTの強化及び拡充

○対応する施策No.：〔施策（２）－４－①〕〔施策（２）－５－④〕

■救命講習の啓発

○対応する施策No.：〔施策（２）－４－②〕

■し尿処理の対策

○対応する施策No.：〔施策（２）－５－①〕〔施策（５）－４－③〕

■健康管理体制の整備

○対応する施策No.：〔施策（２）－５－③〕

■下水道施設の維持管理の適正化

○対応する施策No.：〔施策（５）－４－②〕

強靱化の推進方針(施策)

■防災拠点の整備

○対応する施策No.：〔施策（１）－２－③〕

■村内情報ネットワークの整備

○対応する施策No.：〔施策（２）－２－③〕〔施策（５）－１－③〕

■村外とのネットワークの整備

○対応する施策No.：〔施策（２）－２－④〕〔施策（５）－１－④〕

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用

○対応する施策No.：〔施策（２）－２－⑤〕〔施策（５）－１－⑤〕〔施策（５）－２－①〕

■連絡手段の確保

○対応する施策No.：〔施策（５）－１－①〕

⑤交通・物流／国土保全

強靱化の推進方針(施策)

■橋りょう・道路の維持管理

- 対応する施策No.：〔施策（１）－１－③〕〔施策（２）－２－⑦〕〔施策（２）－４－③〕
〔施策（４）－１－①〕〔施策（４）－２－①〕〔施策（５）－３－⑥〕
〔施策（５）－５－①〕

■道路啓開事業者との連携

- 対応する施策No.：〔施策（１）－２－⑦〕

■災害危険予想地域等の状況確認

- 対応する施策No.：〔施策（１）－３－①〕

■備蓄食料等の確保・管理

- 対応する施策No.：〔施策（２）－１－④〕〔施策（２）－２－⑧〕〔施策（４）－２－③〕

■道路啓開計画の充実

- 対応する施策No.：〔施策（２）－１－⑤〕〔施策（４）－１－③〕〔施策（５）－３－⑦〕
〔施策（５）－５－②〕

■主要道路・漁港の復旧

- 対応する施策No.：〔施策（４）－１－②〕〔施策（５）－３－⑤〕〔施策（５）－５－③〕

⑥農林水産

強靱化の推進方針(施策)

■農地・農業用施設の保全

○対応する施策No. : [施策(4) - 3 - ①]

■森林の保全

○対応する施策No. : [施策(1) - 3 - ②] [施策(4) - 3 - ②]

■海上・漁港・港湾への油等の流出対応

○対応する施策No. : [施策(4) - 4 - ①]

■ため池・ダム等維持管理

○対応する施策No. : [施策(4) - 3 - ③]

(2)横断的分野

(A) リスクコミュニケーション(情報の共有、啓発等) / 人材育成(教育・訓練等)

強靱化の推進方針(施策)

- 民間住宅・建物の耐震化や家具の転倒防止
○対応する施策No. : [施策(1) - 1 - ①]
- こどもたちへの避難訓練・防災意識の向上
○対応する施策No. : [施策(1) - 2 - ④]
- 地域防災力の向上
○対応する施策No. : [施策(1) - 2 - ⑤]
- 関係機関、関連企業との協定締結
○対応する施策No. : [施策(2) - 1 - ②] [施策(6) - 2 - ③]
- 避難所運営体制の充実
○対応する施策No. : [施策(2) - 1 - ⑦]
- 地域との連絡体制の整備
○対応する施策No. : [施策(2) - 2 - ②]
- 消防団、ボランティアとの連携・協力体制強化
○対応する施策No. : [施策(2) - 3 - ①]
- 関係機関との連携強化
○対応する施策No. : [施策(2) - 3 - ②]
- 救命講習の啓発
○対応する施策No. : [施策(2) - 4 - ②]
- 災害対策本部の機能確保
○対応する施策No. : [施策(3) - 1 - ①]
- 業務継続計画(BCP)の改訂
○対応する施策No. : [施策(3) - 1 - ②]

■職員の防災意識向上

○対応する施策No.：〔施策（3）－1－③〕

■連絡手段の確保

○対応する施策No.：〔施策（5）－1－①〕

■他の自治体との連携強化

○対応する施策No.：〔施策（6）－1－①〕

■民間企業との協力体制

○対応する施策No.：〔施策（6）－2－①〕

(B) 地域の生活機能の維持・地域の活性化

強靱化の推進方針(施策)

■住宅密集地における大規模火災の防止

○対応する施策No. : [施策(1)-1-⑤]

■人命救助・消火活動に係る消防団員の確保・育成

○対応する施策No. : [施策(1)-1-⑥]

■避難路等の整備

○対応する施策No. : [施策(1)-2-①]

■要配慮者の避難支援

○対応する施策No. : [施策(1)-2-⑥]

■道路啓開事業者との連携

○対応する施策No. : [施策(1)-2-⑦]

■災害危険予想地域等の状況確認

○対応する施策No. : [施策(1)-3-①]

■森林の保全

○対応する施策No. : [施策(1)-3-②] [施策(4)-3-②]

■土砂災害ハザードマップ等の作成

○対応する施策No. : [施策(1)-3-③]

■支援受入体制の整備(ストックヤード等整備含む)

○対応する施策No. : [施策(2)-1-①] [施策(2)-4-④] [施策(3)-1-⑤]
[施策(4)-2-②] [施策(5)-3-④] [施策(6)-2-②]

■備蓄食料等の確保・管理

○対応する施策No. : [施策(2)-1-④] [施策(2)-2-⑧] [施策(4)-2-③]

■道路啓開計画の充実

○対応する施策No. : [施策(2)-1-⑤] [施策(4)-1-③] [施策(5)-3-⑦]
[施策(5)-5-②]

■災害時協力井戸の登録・周知

○対応する施策No.：〔施策（２）－１－⑥〕〔施策（２）－２－⑨〕

■村内情報ネットワークの整備

○対応する施策No.：〔施策（２）－２－③〕〔施策（５）－１－③〕

■村外とのネットワークの整備

○対応する施策No.：〔施策（２）－２－④〕〔施策（５）－１－④〕

■非常用電源の確保

○対応する施策No.：〔施策（２）－２－⑥〕〔施策（２）－４－⑤〕〔施策（５）－１－⑥〕
〔施策（５）－３－③〕

■孤立集落対策

○対応する施策No.：〔施策（２）－２－⑩〕

■し尿処理の対策

○対応する施策No.：〔施策（２）－５－①〕〔施策（５）－４－③〕

■災害廃棄物対策

○対応する施策No.：〔施策（２）－５－②〕〔施策（４）－４－②〕〔施策（６）－１－②〕

■健康管理体制の整備

○対応する施策No.：〔施策（２）－５－③〕

■主要道路・漁港の復旧

○対応する施策No.：〔施策（４）－１－②〕〔施策（５）－３－⑤〕〔施策（５）－５－③〕

■農地・農業用施設の保全

○対応する施策No.：〔施策（４）－３－①〕

■海上・漁港・港湾への油等の流出対応

○対応する施策No.：〔施策（４）－４－①〕

■地域コミュニティの強化

○対応する施策No.：〔施策（６）－３－①〕

(C) 老朽化対策

強靱化の推進方針(施策)

■教育施設等の耐震化

○対応する施策No. : [施策(1) - 1 - ②]

■橋りょう・道路の維持管理

○対応する施策No. : [施策(1) - 1 - ③] [施策(2) - 2 - ⑦] [施策(2) - 4 - ③]
[施策(4) - 1 - ①] [施策(4) - 2 - ①] [施策(5) - 3 - ⑥]
[施策(5) - 5 - ①]

■老朽危険空き家対策

○対応する施策No. : [施策(1) - 1 - ④]

■避難所・避難場所の整備

○対応する施策No. : [施策(1) - 2 - ②]

■防災拠点の整備

○対応する施策No. : [施策(1) - 2 - ③]

■給配水施設の整備・給水体制の確立

○対応する施策No. : [施策(2) - 1 - ③] [施策(5) - 3 - ①]

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用

○対応する施策No. : [施策(2) - 2 - ⑤] [施策(5) - 1 - ⑤] [施策(5) - 2 - ①]

■消防機能の強化

○対応する施策No. : [施策(2) - 3 - ③]

■施設(村が管理する建物)の維持管理

○対応する施策No. : [施策(3) - 1 - ④]

■ため池・ダム等維持管理

○対応する施策No. : [施策(4) - 3 - ③]

■簡易水道施設の維持管理の適正化

○対応する施策No. : [施策(5) - 3 - ②]

■排水施設等の整備・維持管理

○対応する施策No.：〔施策（５）－４－①〕

■下水道施設の維持管理の適正化

○対応する施策No.：〔施策（５）－４－②〕

(D) デジタル対応

強靱化の推進方針(施策)

■村内情報ネットワークの整備

○対応する施策No. : [施策(2)-2-③] [施策(5)-1-③]

■村外とのネットワークの整備

○対応する施策No. : [施策(2)-2-④] [施策(5)-1-④]

■防災行政無線等の整備、維持管理及び有効活用

○対応する施策No. : [施策(2)-2-⑤] [施策(5)-1-⑤] [施策(5)-2-①]

■医療連携、ICTの強化及び拡充

○対応する施策No. : [施策(2)-4-①] [施策(2)-5-④]

■連絡手段の確保

○対応する施策No. : [施策(5)-1-①]

第4章 重点プログラムの設定

1 プログラムの重点化の考え方と設定方法

本計画では、国の基本計画で設定された事態を参考に、脆弱性評価のプロセスを踏まえ、21の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

さらに、本村の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し、「重点化すべきプログラム」として選定しました。

2 重点化すべきプログラムの一覧

本計画では、以下の8つの「重点化すべきプログラム」を選定しました。

■本計画におけるリスクシナリオの設定

事前に備えるべき目標	No.	起きてはならない最悪の事態
(1)直接死を最大限防ぐ	(1)-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	(1)-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
(2)救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(2)-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	(2)-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	(2)-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	(2)-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺
(3)必要不可欠な行政機能は確保する	(3)-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4)経済活動を機能不全に陥らせない	(4)-1	基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	(4)-2	食料等の安定供給の停滞
(5)ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期に復旧させる	(5)-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	(5)-3	上水道等の長期間にわたる供給停止
	(5)-4	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	(5)-5	交通インフラの長期間にわたる機能停止
(6)社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(6)-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第5章 計画の推進

1 本計画の進捗管理

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握し、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。

また、本村だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、PDCAサイクルを繰り返して進めます。

2 他の計画等の見直し

国土強靱化地域計画は、他の分野別計画の指針となる計画（アンブレラ計画）とされており、そのため、本村の総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な計画においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合を図っていきます。

姫島村国土強靱化地域計画

令和8（2026）年3月

発行：姫島村

〒872-1501 大分県東国東郡姫島村 1630-1

TEL：0978-87-2281

FAX：0978-87-3629

URL <https://www.himeshima.jp>

企画・編集：総務課